

Japan Barbershop Harmony Association 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、米国発祥の声楽アンサンブルスタイルであるバーバーショップハーモニーの普及及び振興並びに国際交流の推進を図り、もって心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) バーバーショップハーモニーに関する大会、発表会等の開催
- (2) バーバーショップハーモニーに関する講習会、ワークショップ、研修会等の開催
- (3) バーバーショップハーモニーの普及啓発及び情報発信に関する事業
- (4) 国内外の団体・指導者・演奏者との交流及び連携に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、入会しようとするものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 会員の入会資格は以下の通りとする。

(1) この法人の目的に賛同するもの

(2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）、暴力団関係企業、団体またはこれらに密接した関係者、および過去に民事・行政問題等に関係し違法な行為・不当な要求を行った履歴のある者、その他これらの者に準じる者など（以下この定款では「反社会的勢力」という。）でないもの

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

.....

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所（Web会議等の電磁的方法によって開催する場合は、その開催方法）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（Web会議等の電磁的方法によって開催する場合は、その開催方法）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 理事長は、前項の議決を経たときは、直近の総会においてその旨を報告しなければならない。

第44条 (削除)

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならな

い事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は官報に掲載して行う。法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤村 高寛
副理事長	井上 晶子
理 事	佐藤 敦志
監 事	山川 真登香
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、~~最初の通常総会の終結の時までとする。~~2028年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円
- (2) 年会費 正会員（個人・団体） 5,000円 賛助会員（個人・団体） 1口3,000円
(1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ) 氏 名	報酬の有無	役職名等
1	理事	フジムラタカヒロ	無	理事長
		藤村 高寛		
2	理事	イノウエアキコ	無	副理事長
		井上晶子		
3	理事	サトウアツシ	無	
		佐藤敦志		
4	監事	ヤマカワマドカ	無	
		山川真登香		
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2026 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association

1 事業実施の方針

2026 年度は、バーバーショップ国内大会の開催を主な活動とし、講習・報告会及びオンライン交流コミュニティの運営を通じて、バーバーショップハーモニーの普及及び交流促進を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3823】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
バーバーショップハーモニーに関する大会、発表会等の開催	バーバーショップ国内大会の開催。海外より審査員を招き、本場バーバーショップ協会の基準に合致した正式な大会を開催する。 また海外より指導者を招き、バーバーショップの歌い方や楽しみ方などを一般合唱愛好家に向けて伝えるワークショップを開催する。	8/22-8/24	横浜みなとみらい小ホール	30	国内外の合唱愛好家、一般市民	400	3,823,000
バーバーショップハーモニーに関する講習会、ワークショップ、研修会等の開催	米国で開催されている Harmony University 2026 というバーバーショップの講習イベントに参加したスタッフの経験を共有する報告会を複数回実施する。	9 月以降 複数回	オンライン	5	国内外の合唱愛好家、一般市民	100	0
国内外の団体・指導者・演奏者との交流及び連携に関する事業	バーバーショップハーモニーに関する情報交換をするオンライン交流コミュニティを運営し、事前・事後の情報共有及び交流促進を行う。	通年	オンライン	3	国内外のバーバーショップ愛好家	200	0

(2) その他の事業

その他の事業の実施予定はありません。

2027 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association

1 事業実施の方針

2027 年度は、バーバーショップ国内大会の開催を主な活動とし、資料翻訳による情報発信、オンライン交流コミュニティの運営及び他団体の活動支援を通じて、バーバーショップハーモニーの普及及び交流促進を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【4778】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
バーバーショップハーモニーに関する大会、発表会等の開催	バーバーショップ国内大会の開催。海外より審査員を招き、本場バーバーショップ協会の基準に合致した正式な大会を開催する。 また海外より3つのコーラスを誘致し、国内大会優勝者を含めた一般市民向けの演奏会を開催する。	8月(日時未定)	未定	40	国内外の合唱愛好家、一般市民	600	4,778,000
バーバーショップハーモニーの普及啓発及び情報発信に関する事業	米国バーバーショップハーモニー協会の提供する資料を日本語に翻訳し、オンラインで閲覧可能にする。	随時	オンライン	4	国内外の合唱愛好家、一般市民	500	0
国内外の団体・指導者・演奏者との交流及び連携に関する事業	バーバーショップハーモニーに関する情報交換をするオンライン交流コミュニティを運営し、事前・事後の情報共有及び交流促進を行う。	通年	オンライン	3	国内外のバーバーショップ愛好家	200	0
国内外の団体・指導者・演奏者との交流及び連携に関する事業	バーバーショップハーモニーに関する発表会、演奏会その他の催事を行う団体に対し、音響・受付等の運営スタッフの派遣、広報協力、運営上の助言等を行い、当該音楽文化の普及及び活動団体間の連携促進を図る。	随時	実施団体の指定する会場及びオンライン等	5	バーバーショップハーモニーに関する活動団体、演奏者、来場者及び一般市民	400	0

(2) その他の事業

その他の事業の実施予定はありません。

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		240,000
正会員受取会費	90,000	
賛助会員受取会費	150,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		400,000
受取補助金	400,000	
4 事業収益		3,208,000
バーバーショップ国内大会の開催 参加料収入	2,016,000	
バーバーショップ国内大会の開催 チケット・配信・物販収入	1,192,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		3,848,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		3,823,000
賃借料	1,419,000	
諸謝金	1,626,000	
業務委託費	371,000	
広告宣伝費	16,000	
支払手数料	267,000	
売上原価	124,000	
事業費計		3,823,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		30,000
消耗品費		
水道光熱費		
通信運搬費	30,000	
地代家賃		
旅費交通費		
減価償却費		
管理費計		30,000
経常費用計		3,853,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		-5,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		-5,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		
前期繰越正味財産額・・・⑤		1,080,652
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		1,075,652

2027年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		390,000
正会員受取会費	90,000	
賛助会員受取会費	300,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		400,000
受取補助金	400,000	
4 事業収益		4,400,000
バーバーショップ国内大会の開催 参加料収入	3,200,000	
バーバーショップ国内大会の開催 チケット・配信・物販収入	1,200,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		5,190,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当		
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		4,778,000
賃借料	2,000,000	
諸謝金	2,000,000	
業務委託費	371,000	
広告宣伝費	16,000	
支払手数料	267,000	
売上原価	124,000	
事業費計		4,778,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		30,000
消耗品費		
水道光熱費		
通信運搬費	30,000	
地代家賃		
旅費交通費		
減価償却費		
管理費計		30,000
経常費用計		4,808,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		382,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		382,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		
前期繰越正味財産額・・・⑤		925,652
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		1,307,652

特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association 設立趣旨書

1 趣旨

音楽は、言葉や文化の壁を越え、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるものです。その中でも、19世紀後半にアメリカで発祥した「バーバーショップ・ハーモニー」は、無伴奏（ア・カペラ）の男声・女声4部合唱という独自のスタイルを持ち、特別な楽器を必要とせず「声」だけで極上のハーモニーを作り出すことができる、極めて親しみやすく、かつ奥深い芸術文化です。

世界的には、米国に本部を置くバーバーショップ・ハーモニー協会（BHS）を中心に、数万人の愛好家が活動し、生涯学習やコミュニティ形成の手段として広く定着しています。しかしながら、日本国内においては、一部の愛好家による活動は見られるものの、一般的な認知度は依然として低く、指導者の不足や、愛好家同士が交流し技術を研鑽する機会が限られているのが現状です。また、この素晴らしい音楽スタイルを次世代へ継承していくための組織的な基盤も脆弱です。

そこで私たちは、日本におけるバーバーショップ・ハーモニーの普及と振興を図るため、愛好家や合唱団を支援し、全国規模でのコンテスト（大会）やワークショップを開催する組織を立ち上げることといたしました。

具体的には、初心者からベテランまでが参加できる教育プログラムの提供、全国大会の開催による技術向上と目標の創出、そして海外団体との国際交流を推進します。これらの活動を通じて、音楽による自己表現の喜びを広め、世代を超えたコミュニティの形成や、地域の文化芸術振興に寄与することを目指します。

これらの活動を継続的かつ安定的に行い、社会的信用を得て、多くの市民や関係機関と連携していくためには、任意団体ではなく、法的に権利義務の主体となれる特定非営利活動法人として組織を確立する必要があります。公正かつ透明性の高い運営を行い、日本中に美しいハーモニーの輪を広げるため、ここに特定非営利活動法人 Japan Barbershop Harmony Association を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

2023 年末、有志により日本初のバーバーショップ日本大会 Japan Barbershop Convention (JBC) の開催が企画。この企画チームを Japan Barbershop Harmony Association (JBA) と仮称する
2024 年 8 月 第一回 Japan Barbershop Convention (JBC) の開催
2025 年 8 月 第二回 JBC の開催
2026 年 1 月 JBA 内部で法人化への合意形成
2026 年 4 月 設立総会を開催し、定款、事業計画等を決定
以上

2026 年 4 月 22 日

設立代表者

氏名

藤村 高寛